

目次

○船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）（抄）（第一条関係）	1
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）（第二条関係）	5
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第三条関係）	6
○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（第四条関係）	7
○排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）（第五条関係）	13
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第六条関係）	15
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第七条関係）	16
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十三号）（抄）（附則第二項関係）	17

改 正 案	現 行
<p>船舶油濁等損害賠償保障法施行令</p> <p>（原油等）</p> <p>第一条 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「法」という。）<u>第二条第六号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。</u></p> <p>一 原油</p> <p>二 重油</p> <p>三 潤滑油</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、日本産業規格K二二五四により試験したときに温度三百四十度以下においてその体積の五十パーセントを超える量が留出しない炭化水素油</p> <p>（燃料油等）</p> <p>第二条 法第二条第七号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。</p> <p>一 燃料油（鉱物油に限る。）</p> <p>二 潤滑油</p> <p>（保険者等）</p> <p>第三条 法第十四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）<u>第二条第</u></p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法施行令</p> <p>（油）</p> <p>第一条 船舶油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）<u>第二条第三号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。</u></p> <p>一 原油</p> <p>二 重油</p> <p>三 潤滑油</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、日本産業規格K二二五四により試験したときに温度三百四十度以下においてその体積の五十パーセントを超える量が留出しない炭化水素油</p> <p>（新設）</p> <p>（保険者等）</p> <p>第二条 法第十四条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）<u>第二条第</u></p>

一項の船主相互保険組合

二 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四条の漁船  
保険組合

三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項の損害保険会社  
又は同条第九項の外国損害保険会社等

四 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する  
事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、千九百九十  
二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七  
条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発行され、  
又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者  
とされているもの

五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する  
事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、二十一年  
の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七  
条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発給され、  
又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者  
とされているもの

六 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する  
事業を行う者（前三号に該当する者を除く。）であつて、二十七年  
の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第十二条第二項の規定に  
より同条約の締約国である外国により発給され、又は公認されてい  
る証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの

七 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する  
事業を行う者（第三号から前号までに該当する者を除く。）であつ  
て、タンカー油濁損害賠償保障契約に基づきタンカー所有者の損害  
を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行する

一項の船主相互保険組合

二 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四条の漁船  
保険組合

三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項の損害保険会社  
又は同条第九項の外国損害保険会社等

四 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する  
事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、千九百九十  
二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七  
条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発行され、  
又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者  
とされているもの

（新設）

（新設）

五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する  
事業を行う者（前二号に該当する者を除く。）であつて、タンカー  
油濁損害賠償保障契約に基づきタンカー所有者の損害をてん補し、  
又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能

に足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

2 法第四十二条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 前項第一号から第六号までに掲げる者

二 我が国において一般船舶等油濁損害賠償保障契約に基づき国土交通大臣が定める総トン数以下のタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を行う者（専ら当該業務を行う者に限り、前号に該当する者を除く。）であつて、当該業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

三 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（第一号に該当する者を除く。）であつて、一般船舶等油濁損害賠償保障契約に基づき船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

3 法第五十条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第一項第一号から第六号までに掲げる者

二 我が国において難破物除去損害賠償保障契約に基づき国土交通大臣が定める総トン数以下のタンカー又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を行う者（専ら当該業務を行う者に限り、前号に該当する者を除く。）であつて、当該業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

三 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（第一号に該当する者を除く。）であつて、難破物除去損害賠償保障契約に基づき船舶所有者等の損害を填補し、又は賠

力を有すると国土交通大臣が認めたもの

2 法第三十九条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる者

二 我が国において一般船舶油濁損害賠償等保障契約に基づき国土交通大臣が定める総トン数以下の一般船舶の一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する業務を行う者（専ら当該業務を行う者に限り、前号に該当する者を除く。）であつて、当該業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

三 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（第一号に該当する者を除く。）であつて、一般船舶油濁損害賠償等保障契約に基づき一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

（新設）

償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

第四条・第五条 (略)

(供託委託契約の受託者)

第六条 法第三十八条、第四十三条第六項及び第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二十条第四項の政令で定める者は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）本則各号に掲げる者とする。

第三条・第四条 (略)

(供託委託契約の受託者)

第五条 法第三十八条において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二十条第四項の政令で定める者は、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）本則各号に掲げる者とする。

改 正 案	現 行
<p>（特定外国船舶）</p> <p>第十五条の四 法第四十一条の二第二号の政令で定める外国船舶は、次に掲げる外国船舶以外の外国船舶とする。</p> <p>一 本邦の大陸棚における天然資源の探査及び開発並びに本邦の大陸棚の掘削に従事している外国船舶</p> <p>二 本邦の各港間のみを航行する外国船舶</p> <p>三 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶（本邦の排他的経済水域にあるものに限る。）及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物（本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた外国船舶</p>	<p>（特定外国船舶）</p> <p>第十五条の四 法第四十一条の二第二号の政令で定める外国船舶は、次に掲げる外国船舶以外の外国船舶とする。</p> <p>一 本邦の大陸棚における天然資源の探査及び開発並びに本邦の大陸棚の掘削に従事している外国船舶</p> <p>二 本邦の各港間のみを航行する外国船舶</p> <p>（新設）</p>

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）<u>第五十</u> <u>八条</u>第一項又は第三項（保障契約情報）の規定による通報</p> <p>十（略）</p> <p>7（略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）<u>第四十一</u> <u>条</u>の二第一項又は第三項（保障契約情報）の規定による通報</p> <p>十（略）</p> <p>7（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）</p> <p>第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅 地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、原子力損害の賠 償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）、原子力損害賠償 補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四十八号）、犯罪によ る収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、展覧 会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七 号）、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二 十八年法律第七十六号）、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令 第二百八十号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号 ）、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、船舶 油濁等損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の 所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百 四十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令 （平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法 律施行令（平成五年政令第三十一号）及び信託業法施行令（平成十六 年政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（ 第二号に係る部分に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法 律第二条第二項第十八号、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、 第二十八条第九号及び第五十一条第十号、金融商品取引法施行令第十 五条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七</p>	<p>（免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係）</p> <p>第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅 地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、原子力損害の賠 償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）、原子力損害賠償 補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四十八号）、犯罪によ る収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、展覧 会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七 号）、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二 十八年法律第七十六号）、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令 第二百八十号）、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号 ）、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、船舶 油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所 有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四 十八号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（ 平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 施行令（平成五年政令第三十一号）及び信託業法施行令（平成十六年 政令第四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第 二号に係る部分に限る。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律 第二条第二項第十八号、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、第 二十八条第九号及び第五十一条第十号、金融商品取引法施行令第十五 条の十三、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七</p>

号に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、原子力損害賠償補償契約に関する法律第十九条第一項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十三条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第九条、貿易保険法施行令第十八条並びに船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）  
第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十

に係る部分に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、原子力損害賠償補償契約に関する法律第十九条第一項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十三条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第九条、貿易保険法施行令第十八条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）  
第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十

五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八十八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融

五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八十八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関

機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金  
決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社  
国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百一十一号）とし、臨  
時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条  
第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害  
等補償法百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締  
りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第百  
七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十  
二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する  
法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及  
び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の  
三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令  
第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十  
二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償  
保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七  
条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第  
二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。  
）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶  
建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の  
責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の  
適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関  
する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法  
律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際  
協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構  
を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二  
項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四

の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済  
に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際  
協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百一十一号）とし、臨時金  
利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第  
一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等  
補償法百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十  
四号第八号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九  
条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第  
十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号  
及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害  
等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号  
、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項  
、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の  
金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令  
第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引  
法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十  
三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨  
時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する  
法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律  
施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五  
条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二  
項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第  
一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし  
、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十  
四号第一項第五号及び第八項並びに第三百十四

の二第二項第五号及び第八項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第六十一条第一項第十四号並びに第二百五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九、第七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、相続税法施行令第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第

び第八項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第六十一条第一項第十四号並びに第二百五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九、第七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、相続税法施行令第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保

二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九及び第四百七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員共済組合等が行う政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

除法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第三号、第四百五条の九及び第四百七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二項第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

○排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の適用関係）</p> <p>第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「法」という。）第八条の規定は、タンカー以外の特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものについては、適用しない。</p> <p>2 法第八条第三項の規定は、タンカーである特定外国船舶で総トン数百五十トン未満のものについては、適用しない。</p> <p>3 法第八条の第三項の規定は、我が国の排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う外国船舶については、適用しない。</p> <p>4 特定外国船舶（国際航海に従事する船舶を除く。）からの廃棄物の排出についての法第十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）」とあるのは、「排出」とする。</p> <p>5 法第六章（第三十八条第一項、第二項、第六項及び第七項並びに第四十二条を除く。）の規定は、特定外国船舶については、適用しない。ただし、法第三十九条第二項、第三項及び第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の三第三項並びに第四十二条の四の二第二項（これらの規定中船舶所有者に係る部分に限る。）、第四十二</p>	<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の適用関係）</p> <p>第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「法」という。）第八条の規定は、タンカー以外の特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものについては、適用しない。</p> <p>2 法第八条第三項の規定は、タンカーである特定外国船舶で総トン数百五十トン未満のものについては、適用しない。</p> <p>3 法第八条の第三項の規定は、我が国の排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う外国船舶については、適用しない。</p> <p>4 特定外国船舶（国際航海に従事する船舶を除く。）からの廃棄物の排出についての法第十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）」とあるのは、「排出」とする。</p> <p>5 法第六章（第三十八条第一項、第二項、第六項及び第七項並びに第四十二条を除く。）の規定は、特定外国船舶については、適用しない。</p>

条の六並びに第四十二条の七の規定は、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第八号に規定する難破物に該当する特定外国船舶及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物、危険物その他の物（我が国の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた特定外国船舶については、適用があるものとする。

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓二百五十一（略）</p> <p>二百五十二 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）</p> <p>二百五十三〓四百五十二（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓二百五十一（略）</p> <p>二百五十二 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）</p> <p>二百五十三〓四百五十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（安全政策課の所掌事務）</p> <p>第四百二十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事</p> <p>五 十一 （略）</p>	<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（安全政策課の所掌事務）</p> <p>第四百二十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事</p> <p>五 十一 （略）</p>

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百六十三号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、第十一条の表第二号の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、令和三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二の規定にかかわらず、同年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、第十一条の表第二号の改正規定は、平成三十二年一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二の規定にかかわらず、同年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>